

特別職の就任について

副市長の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

副市長

副市長 わたなべ かつのり 渡辺 巧教 氏の任期満了に伴い、その後任者として、わたなべ かつのり 渡辺 巧教 氏を再任します。

《後任者》

氏名	任期	備考
<small>わたなべ かつのり</small> 渡辺 巧教	平成 29 年 11 月 1 日～平成 33 年 10 月 31 日	再任

【参考】《前任者》

氏名	任期	備考
<small>わたなべ かつのり</small> 渡辺 巧教	平成 25 年 11 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日	

※現行の副市長の事務分担から変更はありません。

【参考】

- ◆地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）【抜粋】
 - 第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。
 - 第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。

お問合せ先

総務局人事課長 水野 圭一郎 Tel 045-671-2055